

国際水利法に関する一考察

土 屋 生

目 次

はしがき	3. 法の一般原則
1. 国際水利法の法源	(A) ヨーロッパ
2. 国際水利条約	(B) アフリカ
(A) ヨーロッパ	(C) アジア
(B) アフリカ	(D) アメリカ合州国
(C) アジア	(E) カナダ
(D) 南アメリカ	4. 国際水利慣習法
(E) 北アメリカ	む す び
	あとがき

はしがき

農業法研究の一つとして、農業水利法をとりあげ、その一部として日本農業水利法研究に従事しているのであるが、明治維持以後における日本の水利法秩序の変質過程の把握のためには、維持以後日本に流入された欧米諸国の水利法原理を把握することの必要性を痛感し、資本主義諸国の水利法について研究を進めるため、先ず各国に共通と考えられる水利法原理は何んであるかを探知し、それを基盤として各国の水利法に検討を加えることも一つの研究方法であると思われるので、このような意図に比較的適合する素材を提供し得るものであると考えて国際水利法を選定して若干の考察を試みて見ようと思うのである。

1. 国際水利法の法源

国際河川、州際河川等の国境的水体の水の利用関係を規制する法源は、二国間の明示的合意によるか、または多数当事者間の明示的合意による条約、あるいは多数国に承認されている慣習法および文明諸国によって承認されている法の一般原則等である。

2. 国際水利条約

水利条約は、水利に関する当事者間の明示的合意が文書化されたものであるが、それには、水利だけを独自の内容としているものと、一般条約の中で、水利について協定しているものが見られる。

そして、これらについて考察する場合に、ヨーロッパ (Europa)、アフリカ (Africa)、アジア (Asiea)、南アメリカ (Sudamerika)、北アメリカ (Nordamerika)、その他に区分して考察することが便利のようである。

(A) ヨーロッパ (Europa)

欧州大陸において、水利条約を有する国々は、Österrersch, Tschechoslowakei, Ungarn, Rumänien, Griechenland, Deutschland, Norwegen, Belgien, Frankreich, Spanieu, 等である。

(1) Österrersch

オーストリアは、ドイツ、スイス、イタリア、ユーゴスラビア、ハンガリー、チェコスロバキアの諸国と国境を共通にしているため、それらの国々の水利条約を締結するか、または、1919年のドイツの St 平和条約によって規定されている水利関係規範によって規制されている。

各国と協定されている条約の内容は次のようである。

(i) Österreich と Italiem, Jugoslawien, Tscheenoslowakei, Polem との間

この間の水利関係は、1919年9月10日の St-Germain の平和条約の第309条、310条に規定されている。

第309条、反対の規定の存在しない場合は、新しい国境の確定している結

果、用水体系(運河、洪水、灌漑水、下水その他)、すなわち一国における水系が他国の領土内における行動に依存する場合、あるいは慣習が自国内において、他国の領土内における水および水力の戦前の使用によって形成されている場合は、各国の権利および利益を保護するために関係国において一の協定が締結されなければならない。

もしも協定が作られない場合には、事件は、国際連盟の委員会で任命された仲介人によって処理される。

第310条、別に規定が存在せず、水の利用が電力または水力について一国内の家事用または都市用に対してなされる場合、新国境が確定した結果として、水源が他国の領土内に存在するようになったときは、関係国は自国の権利および利益を保全するために協約を締結する。

協約が締結されたときは、中央電気局および水利事業局は、1918年11月3日に締結されたる契約または同意に相応する水量に至るまで、その水の供給を継続することを要求する。

それらの契約の存在せぬときは、国際連盟委員会によって任命される仲介人が処理する。

同じような規定が、1920年5月4日の平和条約の292条、1920年のSévrerの条約の363条に存在する。

(ロ) Österreich と Ungarn との間

両国の1927年11月3日の水利条約は、次の規定の一節の中に包含されている。すなわち、「オーストリアとハンガリー政府は、条約292条によって、両国境に接する領域における水系に影響を与えるような一方的使用をなさぬように、あるいは、契約国の領域内に存在する水系を変更することのできる工事を実行するために契約を締結する。なお当事者国は現在の水系を保全するために、全水利工事を保全するためにも契約を締結する」と。

この規定は、国境領域における水系に関するものがあり、各個々の場合は、特別の協定が締結されることを示すものである。

(ハ) Österreich と Tschechoslowakei

両国間においては、1928年12月12日の条約で次の如く規定している。

第28条 (1) 二国の各々は、国境水路を流れる半分は原則的に処理する権利がある。

(2) もしも、装置の構造が国境水路の水の供給、あるいは国境に掘った水路の水の供給において、著しい、しかも永久的な変化を生ずると評価されたるときは、協定国はできるだけ、他国の住民の正当なる利益を考慮すること。

(2) Tschechoslowakei

チェコスロバキアは、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアの諸国と国境を共通にしている。最近においては、1945年にソ連と隣国となった。それらの国との条約内容は次の如くである。

(i) Tschechoslowakei と Rumanien との間

これらの間では、1930年6月15日に条約が締結されており、その24条規定は次の如くである。

第24条、水利施設が、国境水流の水の流れ、あるいは、国境を流れ横切る水流に、永久的な、著しい変化を生ぜしめるような種類のものである場合は、条約当事者国は、相手国の住民の正当なる要求をできるだけ考慮すること。

(ii) Tschechoslowakei と Ungarn との間

両国の間には、1928年11月4日の条約の25条に、オーストリアとの間の第28条の規定と同一の規定が定められている。

(3) Ungarn

この国は、オーストリア、チェコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビア等と共通の国境を持っている。

1920年の Trianon (ベルサイユ) の平和条約によって、四隣国に対する関係が保証された後、1939年から四隣国と特別の水利条約を締結した。

(i) Ungarn と Rumänien との間

これらの2国間では、1924年4月14日に次のような条約が締結された。

第1条、契約当事者は、ベルサイユ条約292条によって、隣接地区の水系に反対の結果を生ぜしめるかも知れぬ行為をつつしむこと。および他の契約の相手方に好ましからざる方法で水系の存在条件を変更するような行為をつつしむこと。

第2条、他の契約の当事者の領内の水系に影響を与えるかも知れないような新しい工事が行われるような場合は、契約は、そのような工事執行の方法および費用の割当に関しては成立前に決定すること。

(4) Rumänien

この国は、ロシア、ハンガリー、ユーゴスラビア、ブルガリア、チェコスロバキアと共通の国境を持っている。そして、ハンガリー、ユーゴスラビア、チェコスロバキアと水利条約を持っている。

ここでは、ユーゴスラビアとの間で締結されたる条約は、ベルサイユの平和条約の292条および293条を施行するためのものであることを理解すべきであろう。

(5) Griechenland

ギリシャは、アルバニア、ユーゴスラビア、ブルガリア、トルコと国境を共通にしている。そして、ブルガリア、トルコの2国に対する水利関係は、1919年のNeuillyの平和条約とSéverの平和条約によって規定されている。

トルコとは、1938年更に固有の水利条約が結ばれている。

この国との間では、最初に、1935年7月20日に、Maritza-Evro川の両岸における水利事業について条約を締結した。その条約の第3章、同意手続については、次のような内容のことが規定されている。

すなわち「河川上において、ある工事をなさんとする者は、その工事の企画書に対して、専門的研究をなして、当事者国に通知すること。そして、それは、3カ月以内に、その企画書に対して、無条件の同意または、3カ月以内に相手方が何んらの返答をなさざるときは、この申込国は、その工事を施行する権利を有するとされている。また将来、工事の変更を生ぜしめる必要のある場合は、工事の開始前、または工事の経過中に相手国に通知する必要がある。通知

に対して、異議を申述べられたるときは、これらの間の調整は仲裁によってなされる。」

(6) Deutschland

この国は、リタリエン (Litanen)、ハンガリー、チェコスロバキア、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルグ、ベルギー、ポ、ランド、デンマーク、ソ連と共通の国境を持っている。そして、これらの国と水利関係について条約を締結している。

(イ) Tschechoslowakei との間

これらの国は、1927年1月3日の条約が水利については重要である。この中に次のようなことが規定されている。

すなわち「一つの工作物が国境水流の流出関係あるいは、国境を横断される水流に重大な、しかも永久的な変更を生ぜしめる場合にも、当事者国は、正当なる請求権を行使するについて他国の利害関係を考慮せねばならない」と。

(ロ) Polen との間

第一次世界戦争後にドイツとポーランドとの間に4つの水利条約が結ばれた。これらのうち、最初のもは、Netze, Küdow 河川の国境切断面の管理に関するものおよび、1925年3月14日の航行に関する条約である。

この条約の第4条に、灌漑について次のように規定している。

第4条、国境線の水位は、河川が十分に水を流す限りは、灌漑時における堰水工作物の運用によって、灌漑が可能であるように高さを保持すること。

第二の両国間の水利条約は、1926年の oder 河の管理に関するものである。第三の水利条約は、1927年7月16日の協定である。その第4条には次のように規定している。

第4条、(1) 双方の水法上の担保付権利、特許、水利改革上の同意は、権限ある国の官庁によって他国の官庁の同意の下に、国境河川に対して与えられる。国家は、その領域においては、担保付権利、特許、同意に関して、問題となっている工作物の保全または新設に関して権限を有する。

当事者国は、その場合提出されたる申出および正規の請求については、相互に通知すべきである。

(2) 洪水領域の経費に関しては、一致の規定が適用される。

なお両国は、1926年12月8日の国境関係を規律する条約の中で、国境水の利用問題についての一般的規律を行い、その第31条に次のように規定している。

第31条、国境水流の内部およびそれに接する水利用のための工作物によって排水を妨害することは許されない。

家畜等の水飲場を作る場合、それによって排水を妨害してはならない。

国境水流の沿岸線は、公海保護に関する規定により、草木を保全すべきである。

(i) Dänemark との間

この国間の水利関係は、1922年4月10日の条約の第1条、第9条、第35条が直接関係のある規定のようである。すなわち、

第1条、この条約の規定は、国境の一部をなす水流および河川にも適用される。

第9条、新施設または、1条に該当する水流に存在する工作物の本質的変更は国境水利委員会の同意を必要とする。

第35条、灌漑施設による水の分配。

第1条に該当する水流の沿岸所有者は、水利については平等の権利を有する。国境水利委員は水利施設に関しては、水の分配についての規定を定めること。

(ii) Litauen との間

これらの間における協定は、1928年1月29日の条約の第2条および第4条の中に見出すことができる。

第2条は次の内容を包含するものである。

(a) 地表の変更および工作物の変更は、経費負担を前提として許され、しかもそれは相手国の承認を必要としている。そして申請書提出の場合に

2カ月を経過したときは、承認は与えられたものと看做される。

- (b) 特許、担保付権利、工作物の改築等について、当事者国の一方が同意する以前に、相手国は自己の有する権限を委員によって行使することができる。

また第4条は漁業に関する規定である。その内容とするところは、

- (a) 漁業法の内容の変更は、権威ある原則にしたがってのみ行うことができること。
(b) 新漁業法の形成は許されないこと。

(ホ) **Belgien** との間

両国間におけるものとしては、1927年12月7日の協定が一般的なものがあり、その70条は次のように規定している。

「ドイツ、ブルガリア、両国政府は国境を横断する水流を侵害しないこと。これらの水流に対しては、平等なる利用権を承認する義務を有すること。」

(ヘ) **Schweiz** との間

これらの間における水利関係は、1879年5月10日のスイスとバーデンとの条約に基礎づけられているのである。

この条約において、2国は相互に、河川の流れまたは、その機能を変更せしめない義務を負っている。そして、この条約を基礎として、1893年に、ライン河の発電所設置について協定が結ばれている。

それによると、ライン河の動力については両国は共同の主権を有するものとされている。このことは、エネルギーそのものがいずれの国に属する水に依存するかを決定することの不可能なことによるものと解される。

(ト) **Frankreich** との間

両国間の水利については、ベルサイユ条約の358条に、次のようなことが規定されている。

- (a) フランスは、ライン河に対して、航行路、灌漑水路に供給すべき水を採取する権利、その他の目的のための水利権を全面的に持っていること。
(b) 河川改修に必要な工事、ドイツにおいて負担すること。しかし、そ

れによって生じたるエネルギーの半分は、ドイツに与えられること。

(チ) Österreich との間

これらの国において水法については、特別の関心を持つべき点がある。何んとなれば、河川の一水系列が、オーストリアの Alps から Bazern まで慣流しているからである。

水源を Alps に発したるものは、Donan の支流となり、それが Bazern を通って、オートリヤに走るのである。したがって、この水系に対しては、オーストリアは、上流の沿岸者であり、また下流の沿岸者である。

このような事実から、水利法関係は複雑にならざるを得ない。従来のバエルンとオーストリアとの水利条約は、1820年3月24日、1851年3月2日、1858年8月19日、1862年7月24日等に締結されている。

第一次大戦後の最初の水論のときに、オーストリア国が、Acben 海の水をバエルンの損害において利用せんと企てたことによるものがあり、その際のオーストリアの主張は次のようであった。

- (a) 自己の領域内に存在する水流についての処分権は、領土主権に相応するものである。
- (b) オーストリアは、河川の国際的發展のために企業し、それを推進するのであるが、その場合に、相隣関係の原理に基づいて、その企画について報告を行うものである。
- (c) 相手国はその計画に対して、異議を申述べることができる。

しかし、この主張は、バエルンの認める所とはならなかった。そして、後に両国は次のような協定に到達した。

- (a) 当事者国は、国境河川の全水量を独占的に享受することが、できないが、その半量については利用請求権を有する。
- (b) 最も有利なる経済条件の下に、水力電気の発達をはかることは、望ましいことであるから、これについての協定を確立すること。
- (c) 水の共同利用ならびに河川床の落差を基礎とする利用形式については、最も合理的解決に現在においては、達し得ないので、水力の停滞または他

国に属する水量を利用することは、他国の利益および、私人の権利を保証するという小前提の下に承認されること。

この協定によって、両国は形式的なる条約ではなくて、国境河川を利用し得るわけである。

(7) Norwegen

ノルウェーは、フィンランドと、スウェーデン国に共通の国境を持っている。そして、フィンランドとの間には、pasvik および Takobsely の両河川の利用に関して、1925年1月5日の協定の第1～2条に次の如く規定している。

第1条、両河川については、両国は相手国の領内において、いかなる測定も、することはできない。相手国の同意なしには、相手国に損害を生ぜしめるような、水路の自然的河況を変更することはできない。

第2条、pasvik 河およびその支流の水は、当事者国間に平等に分配すること。その支流が、1国のみに属するときは、その部分については、その国が排他的に利用することができる。Takobsely 河に関しても前2項は適用される。

次にスウェーデンとの間では、1905年10月25日水利条約を締結した。その第2条は次のように規定している。

「国際法の一般原則に従い、両国は、第1条に規定せる作業をなすには、相手国の同意を必要とする」と。

この条約が、水法上の国際法的な一般原則を基礎とせる点は特徴であろう。

(8) Belgien

この国は、オランダ、ドイツ、ルクセンブルグ等の諸国とその国境を共通にしている。

(i) Inxemburg との間

両国は1843年8月7日の水利条約で、国境河川からの水の引用は、両国の同意あるときにのみ許されると規定している。

(ii) Nederland との間

両国間においては、水利条約が締結されているが、それは、国際法上の一般

原則を規定しているにすぎない。これらの原則については、一般原則の項において詳述することにしよう。

(9) Frankreich

フランスは、ベルギー、ルクセンブルグ、ドイツ、スイス、イタリア、イスパニア等と共通を国境を有している。

(イ) Schweiz との間

両国間における水利条約は、国境における Rhone 河の水力利用について規定している。その第 4 条の内容は次の如くである。

「設置されている堰堤は、2 国間によって結ばれたる協定規則によって管理すること。」

そしてまた、洪水の危険、ならびに上流に置かれている工作物による損害を除去または予防する目的のために、第 5 条において次のように規定している。

「水車、灌漑その他工作物を施設して、河川を使用する権利は、各国の統治権の範囲内には属しない。ただ、単に水エネルギーの半量についてのみ両国は有するのである。」

(ロ) Italien との間

両国は、1914年12月17日の協定によって、国境河川たる Roya 河とその支流に関して、統治権制限の原則を定めている。

その協定によって、両国は、契約にもとづいて、Roya 河および支流については、統治権の範囲を超過して利用することが可能である。

(ハ) Spanien との間

これらの間には、1866年3月26日に、国境河川について、条約が結ばれている。その第12条は次のように定めている。

「低水位のものは、高水位のものより、流出する水を妨害することはできない。上流沿岸者は、下流沿岸者に害を生ずるおそれのある施設をすることはできない」。この規定の追加的規定としてまた、次のような規定も存在する。「各国政府は、合法的なる灌漑のための水利用は認むべきである。それが一般的利用の限度を越えない限りは。」

(10) Spanien

Spanien は、フランス、ポルトガルとその国境を共通にしている。そして、これら 2 国と条約の水利関係を保持している。

ポルトガルとの間の水利関係について見ると、1927年 8 月 11 日の条約は、水力電気の発展に関して、その第 2 条において、次のように規定している。

「Doure の水力は両国間において、次のように分配される」

(a) ポルトガルは、Doure と Thorxce との合流点の間に包含されている部分における全落水を利用することについて独占的に権利を有する。

(b) スペインは、合流点と国際的低限界との間については、独占的な権利を有する。

(c) ポルトガルは、国際的低限界以下の落水を利用することができる。

(d) 各国は、(a)、(b)項により割当てられたる領域を通過する水の全量について、水力電気生産のために利用することができる。

(e) 両国は、Doure 河の国際的部分の水量の保全を保証せねばならない。

(11) Sowjetunion と Nchfolgenstaaten との間

ソ連邦は、1920年 2 月 2 日 Esland と、1925年 7 月 12 日 Litauen、1920年 10 月 14 日 Finlaud、1920年 8 月 2 日 Lettland、1921年 3 月 6 日 polen 等の諸国と平和条約を締結し、その中で、国境河川について、その正常なる水位を低下せしめることは禁ぜられている。

Polen との間の平和条約の第 5 条の附則(3)は次のように規定している。

「当事者の特別の同意なしに、河川の隣接地または、堰堤上に作業場または、水力装置を設置することは許されない。同様に、水路が他国を通過するようなときも、許されない。」

また、Esland との平和条約第 16 条の附則(2)は次のように規定している。

「Ieipus poskov 湖を流出せしむる下水渠は、平均水位を 1 フィートまで上下する程度において実行することができる」

なお、両国間においては、1922年 10 月 28 日の条約第 3 条は次のように規定している。

「両国は、相手国の領域内にある河川の一般的条件または深さ、あるいは漁業、航行に損害を与えるような工作物の設置または処置は、特別の契約のない限り許されない。」

litauen と polen との間には、1938年3月14日に条約が締結され、その第18条において「一般河川上の工作物は、ただ、両当事者国の同意のあるときにのみ設備することができる」り規定している。

(B) Afrika

アフリカ大陸には、英領地とこれに隣接するエジプト、ポルトガル、ベルギー等の諸国、ならびにブルガリアとポルトガル、南アフリカ連邦とポルトガルとの間に水利条約が存在する。

次に主たる条約について述べてみよう。

(イ) Groszbritanien と Portugal との間

両国間の1936年3月11日と1937年12月28日の外交文書の交換は、Rovuma川の中に存在する島の統治権に関することである。そして河床であるところのTauganjika と Mozambique との境界を変更するには、両国の同意を必要とする。

(ロ) Groszbrtannien と Belgien との間

1903年3月9日、大英国と当時のKongoとの間で締結られたる条約の第3条は次の如く規定している。

「Kongo 独立国、政府は、Sudanese 政府の同意がなければ、Albert 湖に流入する水量を減少せしめるような工事を、semjki あるいは lsango 河の近接地またはその沿岸にすることはできない」

また1934年11月22日、ドイツと東アフリカが分離するに及んで、ブルガリアとの間において、水法に関する規定は、その条約の第1条および第6条に規律されている。

第1条、Taugangika あるいは Ruanda-Vrundi の内部の河川およびその一部から流出した水は、2国間の国境河川を形成する前に、本質的变化を受けることなしに、自然河床に復帰すること。

第6条、上述の国境河川の水を利用せんとする両国は、相手国は相手国の承認を得るために、水の利用開始前6カ月前以内に、相手国にその希望を申出なければならない。

(イ) **Belgen と Portugal との間**

ベルギーとポルトガル両国間において、1927年7月20日の協定の第2条がある。これによると、ポルトガル領内に存在する河川の水位を上昇せしめるような工作物設置に関する規定のようである。そして、たとえば、ダム築造のような工作物設置によって、下流国に対して損害を発生せしめたときは、その工作物を設置せる国が損害賠償を支払うべきものとされている。

(ニ) **Groszbritanien と Ltulien との間**

両国間には、1891年4月15日に Athara 河に関する契約が存在する。この契約において、当時上流沿岸者であるイタリアにおいては、ナイル河への流出を抑制するような工作物を設置することは、できないとされている。

また1925年6月15日の交換外交文書によると、Gash 河の水の利用については、灌漑目的のためには、毎秒5立方メートルの請求権が認められているようである。

(ホ) **Südafrika と Portugal との間**

両国間の1926年7月1日の協定は、灌漑に関するものであって、その内容とするところは、その協定の第6条において、ポルトガル国は人道上の立場から南アフリカに、灌漑のために、Kunene 河の河水の半量を向けなければならないと規定されている。

(ハ) **Groszbritanien と Frankreich との間**

両国間の水利条約は、アフリカにおける、彼等の植民地に関するものである。たとえば、Sierraleone において英国とフランスの土地所有者に関する、1895年1月21日の協定、Guldküste と Sadan との国境についての1906年7月19日の協定、Gujnea から Niger に至るまでの両国の土地所有の限界についての1906年10月19日の協定等がそれである。これらの規定は、すべて、各地における、水の保存に関する規律を必ず包含している。

(ト) **Agypto と Groszbritannien との間**

アフリカの重要な河川は、ナイル河である。これに関して、両国は、1929年5月7日の外交文書の第4条6項で次のように規定した。

「灌漑その他いかなる水力利用でも、エジプトに対して、水量、水位等を変更するか、または損害を生ぜしめるおそれのある場合は、エジプト政府の同意を得なければナイル河およびその支流の水を利用することはできない。」

(C) Asiea

アジアにおいては、ソ連とトルコ、英領植民地と仏領との間、トルコとイラクとの間、イラクとアフガニスタンとの間に水利条約が存在する。次に主なるものについて述べることにしよう。

(イ) Groszbritannien と Frankreich との間

両国のアジアにおける植民地に関する水利に関しては、最近のものとしては、1923年3月7日の外交文書交換により、1929年1月3日の議定書がある。それによると、「palestine 政府から委任されたる者は、正常の水位以上に Huleh および Tiberias 湖の水位をあげるために、ダムを建設する権利を有する。しかし、その場合に、水位上昇による所有者および占有者に対しては、損害賠償を支払うことを要する。水論については、4人の委員によって組織されたる委員会で決定する。また Syria の住民のヨルダンの水に対する現存の利用権は保全すべきである。」と規定されている。

(ロ) Israel と Jordan との間

両国間の水利関係は、最近の1944年のいわゆる Hays-Lowdesmilk 計画によって支配されている。それによると、「大体の水は、イスラエル沿岸の灌漑に利用されるが、イスラエルは、水源のアラビア国に存する水系のものについては排他的に利用することはできない。ヨルダンの水系の有数なる利用関係については両国間の討議によって決定すべきである。」とされている。

(ハ) Turkei と Syrien との間

両国の水法関係は、原則的には、Laksanue 条約の第109条によって支配され、そして1921年10月20日のトルコとフランス国との協定によって規律されている。その協定の第12条は次のように規定している。

「Kouveik の水は、Alep の町の北部の残余トルコ地帯において、両当事者間において公平に分配すること。Alep の町は、自己の費用をもって、トルコ領内 Enphrate の水を、その地帯の要求に応じて引用することができる」

(二) Soujetnvion と Turkei との間

両国間においては、国際河川については、1927年1月8日の条約によって、国際河川に対して人工的な動力および灌漑工作物を設置する場合は、両国の合同委員会の承認を得なければならないとされている。

水の一般使用については、同条約の第1条は次のように規定している。

第1条、当事者国たるトルコ国とソ連とは、その国境線に沿うところの河川および小川の水の半量だけ使用することができる。

(ホ) Iran と Afghnistan との間

両国間には、古くから、Helmand 河について水論があり、1872年に General Siv Frederi Goldsmiol による判決がなされている。

その決定にしたがって、両国の水利関係は処理されている。それは次のようなことを確定している。

「Helmand 河に関しては、沿岸国の灌漑に支障を生ずるような、工事は両当事者国とも、その工事をなすことはできない」と。

(ハ) Brctisc Indien と Afghanistan との間

両国は、1934年2月3日、条約を締結されているが、その中に次の事項が含まれている。

(a) Dokaljn の住民は、土地灌漑のために、Arrawai khwac から水を採取することができる。

(b) Arnawal の住民は、Arnawai khwar において、流材木をなすことができる。

しかしながら、新水路を築造する場合は、相手国の同意が必要であるとされている。

(ト) Indian と Pakistan との間

両国の政治支配の機構は、伝統的な、宗教的宗派にしたがって、なされてい

るのであるが、水利に関しては、水系に従って、宗教的な境界を超越して行われているようである。両国における水利に関しては、1948年の条約が存在するが、水利について、その要点を指摘すると次のようである。

- (a) 東部 punjab 政府は合理的な引水の時期を西部 punjab 政府に示すことなくして、突然に水流における流水の制限をなさざること。
- (b) 東部 punjab 政府は西部 punjab 政府支配下における地域の水利を保全するために、自己の領域における水使用を節約すること。
- (c) 水利費の評価、水量測定方法、水路等に関し、争いあるときは、両政府からの代表によって、構成されたる機関によって決定すること。

(チ) China と Vietnam との間

両国の間には、1953年に条約が締結されたようがあり、その条約によると、ベトナム領内におけるダム築造については、シナの技術援助が自由に受けられるようになっている。

(D) Sudamerika

南米大陸においては、英国とブラジル、フランスとニュージーランド、ブラジル、ウルグワイ、アルゼンチンとウルグワイとの間に水利に関する条約が締結されている。次に主要なものについて見ることにしよう。

(イ) Frankreich と Niederland との間

これらの国の間においては、1915年9月20日の条約の第3条で水利について次のように定めている。すなわち、

「河川の航行に支障を生ずるか、または水流に変更を生ずるような、工作物を築造する場合は、両当事者国の承認を得なければならない」と。

(ロ) Groszbritanein と Brasilien との間

両国間においては、1940年3月15日に、水利に関する外交文書が交換されている。その中で次のように規定されている。

「いかなる工事も、両国政府の同意のある場合以外は、水流を変更するような施行は許されない。運河を掘ること、灌漑工事をすること、電力増強のため行うところの工事等は、両沿岸州の同意がなければ行うことはできない」

(ハ) **Brasilien と Uruguay との間**

両国間の1933年3月20日の条約によれば、水利工事の工作物が、水系に対して、重大な、しかも継続的な変化を生ぜしめる可能性が存在するときは、その工作物の当事者は、関係州の同意を得るにあらざれば、工事を実施することができないという条項が含まれている。

(ニ) **Argeatinien と Vruguay との間**

両国は、1910年1月5日の条約によって、水利に関しては、航行不能河川については、ローマ法の原則に従って利用関係を統制するという同意に達していることが見られる。

(ホ) **Dnminbanisene pepublik と Haiti との間**

これらの国の間には、1929年2月20日の条約に水利に関して規定されているが、その第10条は次のように規定している。

「水流が一州に水源を有し、他州を貫流する場合、または両州の境界線となる場合は、当事者国は、水流に変化を与えるような、組織的工事を行うことはできない。しかし、領域において、灌漑用、工業用のために、公正、衡平なる方法で水を利用することは妨げない。」

(E) **Nordamerika**

(イ) **USA と Mexiko**

両国間には、水利に関して、特に **Rio Grande** に関して、1906年5月21日の条約が存在する。それによると、合衆国は、乾燥期には、メキシコに乾燥状態に応じて、所定量の水量を与えなければならぬ義務があるが、これは、一般的原則の適用ではなく、しかも、メキシコは、この条約にもとづいて、法的請求権を、合衆国に有するものではないとされている。ただ単に善良なる相隣関係の原則から、合衆国が給水するのであると当事者国間で理解されている。

(ロ) **USA と Kanada**

2国間には、1909年1月2日に締結されたる英国と合衆国との間に条約が水利に関して適用されている。その第2条は次のように定めている。

「当事者国は、国境河川における水の誘導または使用に関しては、支配権また

は統制権を保有する。しかし、その誘導または使用により相手方に損害を生じたるときは、その損害を賠償せねばならない。この損害賠償は、被害国側の法に従って決定される」と。

以上が国際水利条約の概要である。次に、文明諸国により承認されている法原理について検討する。

3. 文明諸国により承認されたる水法の一般原則

この水法の一般原則は、文明諸国のそれぞれに国内法として認められているもので、その内容が類似性のあるもの、つまり共通性のあるものから導入されるのであるということが出来る。次に各国水法について検討しよう。

(A) ヨーロッパ大陸

ヨーロッパ大陸における水法の基礎は、ローマ法であるが、具体的には、相異点が多く見られるようである。

(1) フランスの水法

フランス水法は、水の一般的使用については、ドイツ水法と同じようである。すなわち、河川の沿岸者は、農業上または工業上の目的のために水を自由に使用することができるが、使用後の水は元の河川に復帰させねばならない。なお上流沿岸者は、下流沿岸者の利益に反するときは、上流において、その水の全部を使用することはできない。これは自然法上の原則と考えられている沿岸主義の原則が一般使用については、フランスにも適用されることを示すものである。

(2) 新イタリア水法(新イタリア民法 909—921 条)

イタリア民法典の第 909—921 条までに、一群の水法に関する規定がある。その第 912 条では「私水に関する権利についての争いのある場合は、関係者間の水利用の価値を考慮して決定する」と規定している。また第 914 条によると、「水利組合員は、合目的的な水の利用に関しては、1933 年 12 月 1 日の法律 59—60 条によって公水とされる水に対して、利用の可能性を、自発的または強制的に作出することができる」と規定されている。

(3) スイス水法

1907年のスイス民法は、第702—712条は、一群の水法規定である。主要なものは次のようである。

第706条、重要なる方法に利用し、あるいは利用目的のために、獲得せる水源または泉が、建物、工作物その他の施設によって侵害されるときは、利用権者は損害賠償を請求することができる。

第707条、土地の居住または管理に関し、あるいは飲料水供給について必要欠くべからざる水源または泉水が掘除され、または不潔にされたときは、一般に可能な範囲において、以前の状態への復旧を請求することができる。

第710条、家、屋敷に必要な水が過度なる困難と、異常なる経費を要することなくしては、他の場所から水を引用し得ない場合は、その者は近隣者に対して、相当の補償を提供して、水源の譲渡を請求することができる。

また第905条においては、水の引用に関しての州と州との争いについては、連邦会議において決定すべきことが規定されている。なお、水力の有効なる利用関係については、1916年12月22日の法律によって規定されている。

(4) ドイツ水法

ドイツ国には、統一的な水法典がないが、各州には多くの水法がある。次のようである。

- (イ) 1913年4月7日のプロエセン水法
- (ロ) 1936年8月27日のバーデン水法
- (ハ) 1900年12月1日ヴェルテンベルグ水法
- (ニ) 1876年7月20日ブラウンシャヴィツ水法
- (ホ) 1932年12月21日チューリンゲン水法
- (ヘ) 1878年12月27日ブレイメン水法
- (ト) 1936年3月2日ハンブルグ水法
- (チ) 1887年7月30日ヘッセン水法

- (i) 1928年7月9日メルクレンベルグ水法
- (ii) 1868年11月20日ラルデンベルグ水法
- (iii) 1930年のリップドモルト水法

これら水法は、水の所有権は、河床と獲得したる水を意味し、バエルン水法には、これについての明示的な規定は存在せず、ローマ法を基礎としており、流水についての所有権は認めていない。その他の州の水法も同様である。

バーデン水法は、また、水の一般使用については、自由であるとするが、航行を妨げてはならぬと規定している。

水法の使用については、他の利用者の権利を害してはならぬことは、他の水法と同様である。

バエルン水法は、一般使用は、他人の一般使用および特別使用を害しないように使用すべきことを第44条に規定し、ヘッセン水法の第6条、メルクレンベルグ水法第25条、プロイセン水法第42条、ザクセン、その他にも同様の規定がある。

水の分配に関しては、バーデン水法は次の原則によるとされている。

- (a) 水の分配は、関係地について、位置、事情、目的の水の欠乏度等を考慮して決定する。
- (b) 水が利用者の必要を充し得ないときは、全利用者に対して均等なる制限を加えること。しかし、この場合、沿岸地所有者、水利施設の所有者、経済的に重要な意義を有する利用者については、特別考慮することができる。

これに類似の規定は、メルクレンベルグ民法第104条にも含まれている。オルデンベルグ水法の第25条によると、排水の利害関係は、灌漑の利用関係に優先し、農業利用は、工業利用に優先すると規定され、チューリング水法第50条は、国民経済上重要な意義を有する利用は、他の特別利用に優先すると規定している。同様の規定は、ヴェルデンベルグ水法第34条にも認められている。

バーデン水法第19条は、灌漑に一種の優先権を認めている。

ハンブルグでは、1936年3月12日の灌漑法がある。メルクレンベルグ水法、

プロイセン水法，チューリンゲン水法，ウェルテンベルグ水法は，バーデン水法と同様に，水の分配について強行規定を有する。

(5) オーストリア水法

この国の1933年10月19日制定の水法第5条は，私水と公水に区分して，公水については，法律の制限内に各人に使用を認め，私水に関しては，所有者の自由使用を認めている。一般使用に関しては，他人の権利ならびに公益を害せざる限り自由に使用することができる。特別使用に関しては，国家の承認を必要とすると規定している。

また地下水については，その土地の所有者は，特別の技術的設備をすることによって，他の使用者を侵害せぬ限りは，いかなる目的にも使用することができる。もしも，特別設備によりて，他の利用者に被害を与える危険性があるときは，権限官庁は，所有者の要求により，公正なる調停をせねばならない。

免許の順位については，公益上の効果の大なるものを優先的に免許を与うべきことを規定している。

(6) ポーランド水法

ポーランドには，私水については，特別の私水法は存在しない。民法典中に，相隣関係に関する規定が，水に関するものを包含する。これはフランス民法と同様である。

(7) ソビエト水法

この国においては，水は，土地，森林，鉱物と同様に国有である。土地利用者は，灌漑排水基準および土地改良基準によって水を利用しなければならない。この基準は水利経済の地方機関の計画においても守らなければならない。

すべての人民は，自然的貯水については，飲料，家事用のためには，自由に使用することができる。水法には，私法的規定のないのが特色である。

(8) 英国水法

英国では，水を自然水流，人工水流，地下水，大海，池，表面水等に区別している。そして自然水流については，沿岸主義に基づいて，沿岸所有者は，水の使用，排除，保持に関する権利を有する。しかも，その権利は，土地に附属

し、土地と共に、その所有権に従うものである。

この利用は、他の沿岸権者に損害を与えないことが前提となっている。その他、英国水法については、別に論ずることにする。

(B) アフリカ大陸

アフリカの大部分は、回々教の領域に属している。このアフリカ大陸に適用される水法は、次のような原理的な規範が一般に守られている。すなわち、「何人も余剰水は他人に何時でも与えなければならない。また何人も渴死の危険にある場合は、必要なる水を、所有者に対して強制的に要求することができる」ということである。この原則は、西部アジアにおいても広い範囲に適用されているということである。灌漑については、上流地域は、下流地域に優先して、引水することができるが、水を滞停し得る程度は「クルブシ」を超えない程度の深さでなければならない。

上流者優先の原則は、乾燥期の水の欠乏の際も同様であるとされている。水の分配については、関係者間の協議により自由に定めることができるが、協議が成立せざるときは、土地の面積に比例して分配する。

以上がアフリカ全土に、一般的に適用を見る規範的な部分であるが、個々については、若干の相異が見られる。

(1) Marokko の水法

この地方においては、水欠乏の際は、総裁が、公の業務として、一時的に水を住民、家畜の飲料に供給するために、水の分配を規制することができる。そしてまた、政府は、水流の上流部に水標を設置して、灌漑用、飲料の水を保全するための処置を行うことができるように規定されている。

(2) Itabenisch-somaliland の水法

この法律では、地上または地下の公水の利用もしくは、取得は政府の同意を必要とし、新しい水の利用は、政府との賃貸借契約を結ぶことが必要とされている。

(3) Tunis の水法

この法律は、公水に対しては、管理者の同意がなければ、水流を変更するよ

うな工事または、水利施設をなすことを禁じている。

(4) Südafrika の水法

ここの水利法は、次のような原則が適用されている。

- (1) 公水は、第1次、第2次、第3次使用のために利用することができる。
- (2) 第1次使用とは、動物の生命維持のために必要なる水の使用と、沿岸所有者の家事用のため必要なる水の使用の場合である。
- (3) 第2次使用とは、土地灌漑のための水の使用の場合である。
- (4) 第3次使用とは、機械的、または工業的目的のための水の使用の場合である。
- (5) 上流沿岸所有者は、下流沿岸所有者の第1次使用を妨害しない限りは、第2次使用をなす権利を有する。
- (6) 上流沿岸者の第3次使用は、下流沿岸所有者の第2次使用の合理的利用を妨げない限りなし得る。

(5) Tangnyika の水法

ここの水法は、原則は南アフリカの法律を基礎にしている。政府は、水の節約と公平なる分配確保するために、無制限なる統制をすることができる。多大な経費を要する水利工作物は、政府予算によって施行されることになっている。水路は網状に配置され、各水路は、特定時間に配水されるようになっており、給水量は、灌漑期と収益を基準として決定される。

(C) アジア大陸

西部アジアにおける水法は、北部アフリカの水法に似ている点が多い。特徴的なものを次に検討しよう。

(1) Syrien 水法

この水法は、水力分配について、次のように規定している。すなわち、「もしも灌漑水が不十分であるときは、慣習法によって確定されている分配基準は、乾燥期においては、土地面積に比例して分水されることになっている。

(2) Türkische 水法

この水法は、水の分配について次のように定めている。

「自己の資本と労力によって獲得されたる用水に対する利用権を持つ土地所有者は、他の隣人からの用水請求を拒否することができる」と。

しかし、分水を対象とする場合は、土地所有者が用水利用に合理性を欠くときは、相当なる補償を提供する請求者に、用水権を譲渡せねばならぬとされている。

(3) Irak 水法

イラクにおいては、1923年の灌漑法と、1927年6月9日のテイ信大臣の公示により、すべての河川、水流は、灌漑施設をすべきであるとされている。灌漑法第9条によると、何人も、一般使用たる飲料、家事用以外に、特別使用として水を利用する場合には、特別に政府の許可を得なければならないと規定され、そして次に該当する場合は、執行技師 (Executive Engineer) は水の供給を停止する権限を有する。

- (a) 灌漑工事を執行する目的のため。
- (b) 何時でも、水流に水の浪費を防止する施設がされていないとき。
- (c) 循環的に水を供給するため。
- (d) 水の濫用または浪費を生じたるとき。
- (e) 第3条、第13条、第14条の注意が発せられたるとき。
- (f) 利水の承認なきとき。

(4) Jordan 水法

ヨルダン王国の水法は、水論の際の処理方法について規定している。その内容は、水利権表が、各地区毎に作成公布されており、その表について、異議のあるものは、公布後30日以内に提起すべく、その異議に対しては、単独の特別の判事が決定を与える。そして全部の異議が解決された後に、その水利表は確定し、各国に配布される。水利権者は、その水利表に、もとづいて水の分配を受けるようになっている。

(5) Iran 水法

イランの民法典の中には、水が不十分である場合には、上流沿岸者は、水の利用について、優先的な請求権を有すると規定している。

また最初に水を占有したる者は、後者に対して優先的な水利権を有すると認められている。この点は、イランにおいては、占用主義の原則が適用されていると見ることができる。

(6) Indonesischen 水法

この国においては、1936年の灌漑法の第2～3条は、次のような水利用についての規定がある。すなわち、

「水流、堰堤、沿岸に損害を与えず、しかも、第3者の権利を侵害せぬ限りは、何人も、家事用、飲料、洗濯用、水浴用、流木用、航行用に水を利用することができる。

人工的装置を使用しない限りは、また河床から、砂、砂利、石を採取することもできるし、緊急必要の場合は、水を自由に使用することができる。

また水の分配については、西季節風の間は、水は稲用に配水され、余水を他の農園に分配する。東季節風の間は、その順位は次による。

1. 水稲田
2. 甘蔗畑
3. 市場蔬菜園

新しい農地に対しては、剰余水のあるときにのみ供給される。水の分配についての私的契約は認められていない。用水利用の順位については次の順位が公に堅く守られている。

1. 飲料水
2. 家事用水
3. 工業利用水（電力除外）
4. 植民地以外の農耕地用
5. 電力利用
6. その他の利用」

(7) Siam の水法

ミヤムの民商法典、1355条に次の如く規定している。

「土地所有者は、土地所有権または、水に対する所有権にもとづいて、自己が

合理的に将来必要であると考えられるより以上の水を奪取することによって、他の沿岸所有者の権利を害する権限は与えられていない」と。

すなわち、他の沿岸権者の権利を害しない限りにおいて水の利用は許されているのである。

(8) Indochina

この国には、1931年8月1日に、フランス国が定めた水法規定があるが、その第1条には、次のように規定している。

「湖沼、河川その他水系のすべては、そのエネルギー利用に関して、いかなる程度のものであっても、インドシナにおいては、許可または授権なしには処分することは許されない」と。

(9) 日本

日本においては、各国に少々共通的なものは、河川法第29条である。

第29条、第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員または深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令でこれを禁止し、若しくは制限し、または河川管理者の許可を受けさせることができる。

2. 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の規則で、これを禁止し、若しくは制限し、または河川管理者の許可を受けさせることができる。

(10) Indo の水法

印度の水法は、英国の統治下において、プロイセン水法を基礎として制定されたものであるが、今日もなお、その効力を保持しているようである。

これらの水法中、重要なものを列記すれば次のようなものである。

1. 北印度上水道および下水道法 (1873年法律 8号)
2. punjab mirov 水道法 (1905年法律 3号)
3. 印度地役権法 (1882年法律 5号)
4. 印度境界法 (1908年法律 9号)
5. Bengal 灌漑法 (1876年)

6. Madres 灌漑税法 (1865年)
7. Madres 河川保存法 (1888年)
8. Periyar 灌漑貯水法 (1934年)
9. Malabar 灌漑法 (1948年)
10. Bihar 私的灌漑法 (1922年)
11. Bihar 公灌漑および下水法 (1922年)

これらの多くの法律は、歴史的、行政的基礎によってのみ制定されたものではなく、気候状態の相異の多様性に相応するために自然的要因によって形成された面が多いようである。

たとえば Punjab 地区が水に欠乏しているのに、Malaharkiste 地方は水が豊富であるという現象が見られるのである。

同様な理由から、沢山の水法が存在するが、基本原則は類似している。一般的にいうならば、印度の水法では、水は、

1. 航行河川および湖の干満のある河
2. 海および川の自然水
3. 人工水流

の三種に区分している。そして、(1)に該当する水については、国家が所有権を有し、政府が、それについての支配関係を規律実践することになっている。

しかし、その場合に、自然権としての沿岸権は侵害してはならないとされている。自然水については、私人の所有権を認め、したがって、私人の所有権のない場合に限り、国家が表見上の所有権を有するとしている。

人工水流については、州または私人が所有権を有するのである。しかし、人工水流であっても、特別立法に基づいて、水を統制する権限をもつことができるようになっている。

たとえば、punjab に水道があるが、これは水路法によって、政府による統制管理が行われている。

1950年の灌漑法の下では、政府は、人工水流特に、私人に所有権のあるものについても、必要あるときは、分水権を有するとされている。

印度においては、水利権は、所有権の一つの内容として理解されているようである。そして私人に対しての水利侵害に対して、損害賠償請求権を与えている。

(11) Pakistan の水法

この国の水法は、本質的には印度の水法と同様である。北インド水道および下水道法、ボンベ灌漑法、ベンガル法等、同時にパキスタンの領域内にも適用されている。

(D) カナダ

この国では、1894年と1895年の北西部灌漑法は1898年の北西部灌漑法に総括され、さらに1906年の灌漑法に承継されている。

その規定の主たる内容は次のようである。

1. すべての河川、水流、湖、小川、水路その他水体は、その財産権および使用权は、主権者に帰属する。
2. 法律で許された場合以外は、何人も、いかなる水に対しても、支配または使用をなすことはできない。
3. 土地についての授権は、川床または岸における水権を包含していない。
4. 河川その他水体の排他的独占的利用は、沿岸権または己得権者の権利を害してはなすことはできない。
5. 一般的使用は法律に認められている。
6. 己得権は尊重される。
7. 水利特許の申請は、沿岸権を害する場合は許されない。

(E) アメリカ合衆国

合衆国には、統一水法は存在しない。各州はその領域にある水流についての、所有権および利用権に関して立法する権限が与えられている。

航行河川については、連邦政府に権限があり、その他の水流については、各州にまかせられている。そして公水に対しては、私的所有権の成立を認めず、私水については、私的所有権の成立を認めている。

合衆国は、水の利用に関しては、西部の乾燥地区を除けば、英法と同様に、

沿岸主義の原則が適用されており、その他は専用主義にもとづいている。これらについては、別に論ずる積りであるから本論では省略する。

以上が、各国の国内水法の主要な規定の内容である。これらの規定から、水利条約および水利慣習法の基礎原理となっている以外のものを抽出することは、実際的には困難であるが、二国間における境界河川の利用について、条約も、慣習も存在せざる場合は、両国の国内法の共通的な分野が、これが規範としての機能を果すものであるということが考え得るのである。

この意義においても、本項において取り上げたる各国間において承認されている法の一般原則、しかも、慣習法でもなく、条約でもない或規範が国際水利法の法源として存在することを認めることも可能であると思う。

4. 国際水利慣習法

一般に慣習法は、法秩序が幼稚であり、法団体が未熟である場合に、法源として主要な地位を占めるものであるから、国際法の場合は、慣習法が重要な位置を占めていることは当然である。

ところが、国際間の水利関係についての法学的研究は、きわめて低いものであって、現在のところ、国際条約の中における水法規定の研究に止まる程度である。従って、国際水利慣行の具体的内容についての法学的研究は、調査資料もなく、研究も皆無のようである。そこで本項では、慣習法の基礎原理と考えられるものを、国際水利条約をも包含せしめて検討して見ることにする。

国際間の水流の利用問題について、学説的なものを公表している者は少ないようであるが、その中で、Max Huber 氏の学説が代表的なものといえることができる。

彼は、〔Ein Beitrag zur lehre von der Gebietshoheit an Grenzflüssen〕と題する論文の中で次の四つの原則を掲げている。

1. 絶対領土主権の原則
2. 国家領域の絶対的完全性の原則
3. 水における共同の原則

4. 水の自由使用制限の原則

第1の原則は、統治主権は、その領土内にある。すなわち、領土内にある水は、絶対的排他的に支配し得るという原則である。したがって、この原則は、実際には、上流沿岸国のみの利益を保護することとなり、極端なる場合は、上流沿岸国のみが水を利用することが可能であって、下流沿岸国は、利用不能となる不都合なる結果をきたすことになる。

この原則を支持する法学者は次のように論じている。

Klüber は *Europäische Völkerrecht* (Bd. 1, 1821, S. 128) で、国家は、その領域内における水は全く優位に排他的に利用することができなければならない」と論じている。また Heffter は *Das Europäische Völkerrecht der Gegenwart* (1858, S. 150) で「領主権は領域内における水についても第3国の干渉を排除して自由に処分する権利を包含するものである」と論じている。

W. Schade は、*Wessen und Umfang des Staatsgebiets* (1924, S. 86) に「国際河川の場合は、その流路が、一国の領域内にあるときは、その沿岸国は、無制限に、その水を支配し得ることが原則である」と述べている。

これと類似の主張は、R. A. Maekay が *American Journal of International Law* (1928, S. 292, ff) に述べている。

以上のように、この原則を主張する学者も多いのであるが、この原則は、沿岸国の利害相反する水利関係を規律する基礎原則としては、余り効果は認め難いようである。

第2の原則は、一国は他国から自然的、継続的に流れる水の流入を請求する権利があり、そして、また自国から他国へ流入する水を制限しない義務があるという原則である。この原則の実際的適用は、下流沿岸国が有利なる結果を得ることになる。この原則の支持者は次の者である。

H. W. Briggs は、〔*The Law of Nations* (1952, S. 274)〕に「国際河川および国際的領域にある河川の部分は、領土主権の絶対的統制に服従すべきものではない。航行ならびに水の導入等は妨ぐべきではない」と述べている。

Bars は、〔*L'exploitation industrielle des Cours d'eaux internationaux, in*

pevae générale de Droit international public Vol. XVII, S. 281) で、「上流沿岸国は下流沿岸国の領土内にある人工的または自然的物事を侵害するような施設を築造すること、および下流国の権利を害するような、いかなる行為もなすことができない」と述べている。

Oppenheim は、〔Das hadisehe Wasserrcht, 1902, S. 237〕に、「いかなる国も自己の領域内にある自然の状態を、他国の自然状態を不利益ならしめるような変更は許されない。自国から他国へ流れる水を堰止めまたは誘導することは許されないと同時に、他国に危険を生ずるような原因を与えることはできない」と述べている。

このように、第2原則は、第1原則よりは、際国河川における2国間の利益の調整に役立つ点は多いようである。

第3原則たる水における協同の原則は、国際水は、他国、すなわち、関係国の積極的な協同がなければ、処分することができないとする原則である。この原則は、沿岸者の自由なる水の使用を制限する一つの機能を持っている。この原則の主張者として、H. R. Farnham は、〔The law of waters and water Rights. 1904〕の中で、「電力または灌漑利用のような水の利用による恩恵は天与のものであるから、国際河川の場合も関係国は、相互の利益のため協力すべきである」と述べている。

第4の原則たる水の自由使用制限の原則は、第1および第2原則の領土主権の絶対性、完全性の原則の制限原則があり、第3原則よりは、その程度の低いものであると理解することができる。

実際の適用においては、現在、最も広範囲に適用されている原則のようである。この原則を主張する者として、Carathaodory は〔Du droit International concernant les gzands Cours d'eau, 1961, S. 32〕に、「ある国は他国が認めるような一般原則は承認せねばならない。国境河川の沿岸において築造される工作物によって他国に損害を与えてはならない。また他国に損害を与えるような利用方法は避けなければならない」と述べている。

また、J. L. Brrerly は、〔The law of Nations 1949, S. 190〕に、ある河川

体系に関係を持つ各国は、その水系について全体的な考慮をする権利と義務を有する。したがって、自国の利害と他国の利害とを比較考量する義務があり、他国に、より大なる損害を生ぜしめるような方法で水を利用することは許されない」と述べている。

なお、B. Wiriarski は、〔Principes Généraux du droit fluvial international, 1933 S. 81〕に、「航行可能または不能河川が2国または数カ国を貫流または切断する場合は、沿岸各国は、その領内の部分については、支配権を行使することができるが、他国の権利は尊重せねばならない」と述べている。

以上国際水法の基礎原則として考えられている主なるものについて述べたのである、最後に国際水利慣習法について、その原則として主張しているものについて次にあげよう。

先ず Hans Thalman は、〔Grundprinzipien des modernen zwischenstaatlichen Nachbarrechts, 1951〕の中で、次のように、水利慣習法の一般原則を示しているようである。

1. 国際河川の引用は、相隣国の領域に影響を生ぜしめず、しかも永久的でない工作物による場合は許さるべきである。
2. 国際河川から水以外のものの採取は禁止されている水に関係なきときは、許さるべきである。
3. 国際水流についての故意または過失による管理により生じたる損害は、行為者および管理責任者が責に任ずべきである。
4. 国際水流の下流住民は堰止めによって上流沿岸住民に損害を与えてはならない。
5. 国際水流を不潔にすることは、相隣法上禁止されている。

次に、A. H. Smith は、〔The economic uses of international rivers 1912〕の中で、水利慣習法の一般原則的なものとして次の点を指摘しているのが見られる。

1. いかなる国家も、他国の法益を害するか、または、害を生ずる危険のある方法で国際河川の水を一方的に使用することは正しいことではない。

2. 他国の水利用の行為が、いかなる方法であっても、自国に対して損害を生じまたはは生ずるおそれのない場合は、他国の行為を妨害することはできない。
3. 水使用に対する計画が一国に対しては、大なる利益を予想し、他国に対して小なる損害を予想し得るときは、その計画を施行する国は、被害国に対して、充分なる補償をすることによりて実現することができる。
4. 水利用計画が他国に対して、重大なる損害を発生せしめる危険が予想せられるときは、被害国となる国は、これに絶対反対する権利がある。
5. 国際水系についての合理的使用については、国際委員会を構成し、これにおいて決定さるべきである。
6. 国際河川の利用権の順位は、一般使用が優先されるべきであるが、特別使用については一般的に確立し得ない。
7. いかなる国も、国際河川について、航行権を持っているが、沿岸国に対して損害を与えるような行動は許されない。

む す び

以上の考察から各国に共通と考えられる水利法の一般原則を抽出して見ると次のようなるであろう。

- A 水利権取得の原則
 1. 沿岸権主義
 2. 占用主義
- B 水利権の優劣に関する原則
 1. 一般使用優先の原則
 2. 最大効用の原則
- C 権利行使の限界に関する原則
 1. 権利濫用の原則
 2. 信義誠実の原則
 3. 善良なる相隣関係の原則

D 水利権の容体に関する原則

1. 無主物主義
2. 国有主義＝公有主義
3. 私物主義

E 水利権の性質に関する原則

1. 私権主義
2. 公権主義
3. 団体権主義

あ と が き

この論文は、千葉大学図書館所蔵の末尾記載の参考資料に基づくもので、資料上の限界から全く概要を述べたにとどまり、個々の問題についての詳細な検討はできなかった。それらの問題については後日に譲ることにします。

参 考 資 料

- (1) Berber: Die Rechtsquellen des internationalen Wasserrutzungsrechts (1955)
- (2) Alexander Wusthott: Handbuch des Deutschen Wasserrechts (1949)
- (3) Klüber: Europäisches Völkerrecht (1821)
- (4) Hefter: Das europäische Völkerrecht der Gegenwart (1888)
- (5) Schade: Wesen und Umfang des staatsgebietz (1934)
- (6) Briggs: The law of Nations (1952)
- (7) Trole: Traite des eaux non Domaniales la legislation et l'action administrative (1949)
- (8) Schenkel: Das hadische Wassrrecht (1902)
- (9) Kinney: Irrigation and Water (1912)
- (10) Farnham: The law of water and water rights (1904)
- (11) Brrerly: The law of nation (1949)
- (12) Smith: The economic uses of iuternational River (1912)
- (13) Thalman: Grundprinzipien des moderron zwischenstaatlichen Nachbarrechts (1951)
- (14) Carathaodory: Du droit international concernant les grands cours d'ean (1961)
- (15) 農林省: 本邦水利制度資料